

令和8年度粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱

制定 令和8年4月1日付け畜第3165号

(趣旨)

第1条 知事は、購入粗飼料の価格が高騰し、経営が悪化している酪農経営体の営農意欲の維持と経営安定を図るため、佐賀県農業協同組合（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年12月27日総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「総務省規則」という。）物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付要綱（令和5年12月12日総行政第327号。以下「重点交付金要綱」という。）、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費及び補助金額)

第2条 補助金の交付の区分、補助事業者、対象経費、補助金額及び採択要件は、別表に定めるところとする。

(暴力団の排除)

第3条 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次に掲げるいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 補助事業者は、前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消

費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする

- （1）法、令、総務省規則、規則、重点交付金要綱及びこの要綱の規定に従うこと。
 - （2）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、経費の30%以内の変更についてはこの限りではない。
 - （3）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - （4）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - （5）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- 2 前項の（2）の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

（申請の取下げ）

第6条 規則第7条に規定する申請の取下げをできる期間は、補助金の交付決定を受けた日から14日以内とする。

（事業の着手）

第7条 事業の着手は、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

（実績報告）

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日（第10条第1項の規定により補助金の全額を概算で交付した場合は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月30日）のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 第4条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出

した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、様式第4号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（額の確定等）

第9条 知事は、前条第1項の報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内の日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて別途定められた年利割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付）

第10条 この補助金は、知事が必要と認める場合は、概算払で交付することができるものとする。

2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第5号（精算払）又は第6号（概算払）のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和8年度分の補助金に適用する。

別表

区分	1 補助金
補助事業者	佐賀県農業協同組合
対象経費	補助事業者が県内酪農経営体に対して支払う交付金
交付対象数量	牛個体識別法第3条第1項に規定する牛個体識別台帳で確認できる牛のうち、令和8年2月1日現在で、県内酪農経営体が飼養又は預託している乳用種雌牛の「成牛」（月齢満24月以上）及び「育成牛」（月齢4月以上24月未満）を対象とする。
交付単価	12,500 円/頭
採択要件	<p>酪農経営体は次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 佐賀県内に農場を有していること。</p> <p>(2) 粗飼料購入費の縮減に繋がる次のいずれかの取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 給餌を一度に行うのではなく、1日数回に少量ずつ分けて給餌するなど飼料の食べこぼしを低減させる。 ② 乳用牛の生育ステージに応じた適正給与に取り組む。 ③ 良質な自給飼料の生産に取り組み、購入粗飼料費の縮減に取り組む。 ④ 廃棄ロスを生じさせないよう粗飼料の適正管理を徹底する。 ⑤ その他飼料費の縮減につながる取組を行う。 <p>(3) 申請年度において生乳の出荷を行っていること。</p>

(様式第1号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
団体名
役職・氏名

令和8年度粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金交付申請書

令和8年度において、下記のとおり事業を実施したいので、令和8年度粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び令和8年度粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- ・別紙1
- ・別紙2
- ・誓約書（別紙A）
- ・交付対象牛明細（別紙B）

(別紙1)

1 事業の目的 (又は成果)

--

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

区分	補助金 交付対象頭数	補助金 交付単価	事業費		
			うち県補助金	うちその他	
粗飼料購入費	頭	円/頭 12,500	円	円	円
計					

(2) 経費の配分

区分	事業費			備考
		うち県補助金	うちその他	
粗飼料購入費	円	円	円	
計				

注1) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

注2) 事業費については、消費税額及び地方消費税額を含む金額を記入すること。

3 補助金交付対象頭数の内訳及び粗飼料費縮減に向けた取組計画（又は実績） ※詳細は別紙B

酪農経営体名	交付対象頭数 (基準日：R8年2月1日)	粗飼料費縮減に向けた取組 (※1)	備考 (⑤の場合、具体的な取組内容を記入)
	頭		
	計		

注1) 下記番号から選択すること。

- ①給餌を一度に行うのではなく、1日数回に少量ずつ分けて給餌するなど飼料の食べこぼしを低減させる。
- ②乳用牛の生育ステージに応じた適正給与に取り組む。
- ③良質な自給飼料の生産に取り組み、購入粗飼料費の縮減に取り組む。
- ④廃棄ロスを生じさせないよう粗飼料の適正管理を徹底する。
- ⑤その他粗飼料費の縮減につながる取組を行う。

注2) 必要に応じて行を増やして記載すること。

4 事業完了予定（又は完了）年月日 令和 年 月 日

(別紙2)

収支予算

(1) 収入の部

区分	予算額	備考
1 県補助金	円	
2 その他		
計		

(2) 支出の部

区分	予算額	備考
粗飼料価格高騰対策 支援事業費	円	
計		

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県知事

様

住 所 _____

(ふりがな)

法人・団体名 _____

(ふりがな)

代表者氏名 _____

生年月日 _____ (大正・昭和・平成) 年 月 日

- 注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名することができる。
- 2 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、令和8年度粗飼料価格高騰対策支援事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

(別紙B)

交付対象牛明細

飼養者名：

事業対象頭数： 頭 (生後4月以上が対象)

基準日 令和8年2月1日

	個体識別番号	雌雄の別	出生年月日	種別	母牛個体識別番号	飼養状況 (自家・預託)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

注) 必要に応じて行を増やして記載すること。

(様式第2号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
団体名
役職・氏名

令和8年度粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった令和8年度粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金について、下記に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔、金円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び令和8年度粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

注1) 補助金額の変更のない変更申請の場合は、〔 〕分を消去すること。

注2) 変更の内容は、補助金交付申請に準じて作成し、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。

(様式第3号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
団体名
役職・氏名

令和8年度粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった令和8年度粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び令和7年度粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱の規定により、その実績を報告します。

記

添付書類

- ・別紙1
 - ・別紙3
 - ・補助対象牛一覧表（別紙B）
 - ・補助金交付の実績が明らかとなるもの（支払明細書等）
 - ・事業に要した経費が明らかとなるもの（例：帳簿、請求書、領収書、振込伝票の写し等）
- その他必要な資料

注1）別紙1は、実績報告書として作成し、交付申請書又は変更承認申請書から金額等に変更があった場合は、比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。

(別紙3)

収支決算

(1) 収入の部

区分	精算額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 県費補助金	円	円	円	円	
2 その他					
計					

(2) 支出の部

区分	精算額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
粗飼料価格高騰 対策支援事業費	円	円	円	円	
計					

(様式第 4 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
団体名
役職・氏名

令和 8 年度粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった令和 8 年度粗飼料価格高騰支援対策事業費補助金について、令和 8 年度粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 佐賀県補助金等交付規則第 1 3 条に基づく
補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方交付税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 の金額から 2 の金額を減じて得た額) | 金 | 円 |

注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し (税務署の收受印等があるもの)
- ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳も確認できる資料も併せて提出すること)
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。

(様式第5号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
団体名
役職・氏名

令和8年度粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった令和8年度粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び令和8年度粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名		銀行 農協 金庫		本店・支店 本所・支所 出張所
口座種別	1 普通（総合） 2 当座 3 その他			
口座番号				右詰めで御記入ください
フリガナ				
口座名義人				

注) 「精算払」で交付する場合の様式である。

(様式第6号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所

団体名

役職・氏名

令和8年度粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった令和8年度粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び令和8年度粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

1 今回請求額

区分	補助事業に要する経費	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回概算払請求額 ③	今後請求見込額 ④=①-②-③
粗飼料価格高騰対策 支援事業購入費	円	円	円	円	円
計					

2 振込先

金融機関名		銀行 農協 金庫		本店・支店 本所・支所 出張所
口座種別	1 普通（総合） 2 当座 3 その他			
口座番号				右詰めで御記入ください
フリガナ				
口座名義人				

注1) 「概算払」で交付する場合の様式である。

注2) 事業に要した経費が明らかとなるもの（例：帳簿、請求書、領収書、振込伝票の写し等）を添付すること。

(参考資料)

年 月 日

(補助事業者の名称)

(代表者氏名) 様

(交付対象畜産農家等の住所)

(氏名)

令和8年度粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金における飼料費低減の取組計画
及び預託牛の申告について

令和8年度粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱の要件により提出します。
なお、本事業の要件に違反した場合には、交付された補助金を返還することを誓約します。

①取組計画について

チェック欄	取組内容
	① 給餌を一度に行うのではなく、1日数回に少量ずつ分けて給餌するなど飼料の食べこぼしを低減させる。
	② 乳用牛の生育ステージに応じた適正給与に取り組む。
	③ 良質な自給飼料の生産に取り組み、購入粗飼料費の縮減に取り組む。
	④ 廃棄ロスを生じさせないよう粗飼料の適正管理を徹底する。
	⑤ その他飼料費の縮減に繋がる取組を行う。 →具体的な内容：

注1) いずれかを選択し、チェック欄に○印を記入すること。

②預託牛（農業協同組合に依頼しないもの）の申告について（該当農家のみ）

	個体識別番号	雌雄の別	出生年月日	種別	預託場所	預託期間
1						
2						
3						
4						
5						

注1) 必要に応じて行を増やして記載すること。

注2) 農業協同組合に依頼せずに預託した牛について記載すること